

〔論 説〕

地域共生社会実現のための財源調達（下）

浅 羽 隆 史

目次

はじめに

1. 財源調達の考え方

2. 森林環境税と教訓

（以上 上）

3. 税負担の違いと逆進性・消費行動への影響

（1）2021年度の個人均等割・所得割の課税構造

（2）現行個人均等割の逆進性推計

（3）現行所得割の税負担構造推計

（4）地域共生社会財源としての逆進性・累進性

（5）消費行動への影響

4. 武蔵野市における税負担構造と増税

（1）2021年度の個人均等割・所得割の課税構造

（2）地域共生社会実現のための増税を実施した場合

5. 具体案

（1）制度の概要

（2）武蔵野市における条例案の例示

むすび

参考文献

3. 税負担の違いと逆進性・消費行動への影響

(1) 2021年度の個人均等割・所得割の課税構造

地域共生社会実現のための財源を検討するにあたり、まず国税の森林環境税の基礎となっている市町村民税及び道府県民税の個人均等割の課税構造を見てみよう。2021年度の個人均等割は、標準税率で市町村民税 3,500円と復興分 500円、道府県民税が標準税率 1,500円と復興分 500円で、合計年 6,000円となる。国税の森林環境税は、2024年度から復興分の廃止と入れ替わる形で市町村民税（個人均等割）に年間 1,000円上乗せして課税され、600億円（平年度）の税収を見込んでいる。非課税限度額は、生活保護基準の級地区分により異なる。2021年度の給与所得者を例にとると、単身者が1級地 100.0万円、2級地 96.5万円、3級地 93.0万円で、夫婦子二人片働き（子供の一人が一般扶養控除、一人が特定扶養控除の対象者と仮定）の場合は1級地 255.7万円、2級地 232.7万円、3級地 209.7万円となっている⁽¹⁾。

市町村民税及び道府県民税の個人均等割の納税義務者は、2021年度が6,425万人で全国の人口（2021年10月1日総務省人口推計 12,550万人）の51.2%に相当する（表4）。なお、市町村民税は過年度課税のため、主に2020年から始まったコロナ禍の影響が2021年度に及んでいると考えられる。ただし、2017年度から2021年度の平均では6,351万人で、5年間で少しずつだが増加傾向にある。2020年度と比較して2021年度もわずかながら納税義務者が増加（前年度比 5.4万人増）しており、当面はコロナ禍でも傾向に大きな変化が見られない。個人均等割の税収は、2021年度で市町村民税 2,265億円、道府県民税で 1,225億円となっている。納税義務者の増加を背景に、税収は緩やかに増加している。

次に、市町村民税及び道府県民税の所得割を見てみよう。税務上、各種の収入からその収入を得るための経費を控除したものが所得となる。所得には給与所得をはじめ10種類あり、利子所得のように収入と同額が所得となるものも含まれる。給与所得に関しては、経費を積み上げる特定支出

(1) 青木（2019）は、この点に国税として課税の公平性の問題を指摘する。例えば東京都では、1級地が羽村市とあきる野市を除く市区、2級地は羽村市、あきる野市、瑞穂町、3級地が瑞穂町を除く町村で、国税であるにも関わらず、居住地によって課税・非課税の基準が異なる。

表4 市町村民税（個人均等割）の課税構造

所得者区分	納税義務者数 (万人)		均等割税収額 (億円)		うち標準税率分 (億円)	
	2021年度	5年平均	2021年度	5年平均	2021年度	5年平均
給与所得者	5,078	5,005	1,790	1,763	1,777	1,752
営業等所得者	265	259	93	91	93	91
農業所得者	23	26	8	9	8	9
その他	1,058	1,060	373	374	370	371
合計	6,425	6,351	2,265	2,238	2,249	2,223

(注) 5年平均は、2017年度から2021年度の平均

(資料) 総務省編『市町村税課税状況等の調』により作成

控除もあるものの、多くの者は一定の算式で決まる給与所得控除によって所得額が決まる。そして、所得を合算する（退職所得や山林所得など分離課税される所得もある）。『市町村税課税状況等の調』では、これを所得あるいは総所得等と呼ぶ。そして、所得から基礎控除や扶養控除など各種の所得控除分を差し引き算出されるのが、課税標準額である。課税標準額に税率を乗じ、税額が算定される。これが、『市町村税課税状況等の調』における算出税額で、ここから所得税で控除し切れなかった住宅ローン控除などの税額控除を行い納税額となる。

所得割の標準税率は、市町村民税が6%、道府県民税が4%で、合計10%の比例税率である。なお、政令指定都市に居住する住民に限り、2018年度から道府県民税2%、市民税8%となっている。2021年度において、超過課税は先述の森林環境税の神奈川県（4.025%）と都市計画税廃止の代替としての豊岡市（兵庫県、6.1%）、独自課税として標準税率を下回り課税する自治体として名古屋市（愛知県、7.7%）と田尻町（大阪府、5.4%）がある。2021年度の給与所得者の課税最低限あるいは非課税限度額は、単身者115.2万円（課税最低限）、夫婦片働き170.0万円（非課税限度額）、夫婦二人片働き294.5万円（課税最低限、子供の一人が一般扶養控除、一人が特定扶養控除の対象者の場合）、である⁽²⁾。

(2) 課税最低限とは、基礎控除や扶養控除、給与所得控除などを勘案し、この水準を超えると税負担が発生する金額を意味する。非課税限度額は、住民税独特の制度で生活保護水準とのバランスから設定される税負担の発生しない

地域共生社会実現のための財源調達（下）

表5 市町村民税（所得割）の課税構造（2021年度）

課税標準額の段階	納税義務者数	総所得金額等(除：同納税義務者：分離課税。a)		課税標準額(除：同納税義務者：分離課税。b)		算出税額(除：同納税義務者：分離課税。c)		所得割額(含分離課税)	負担税率：(c/b)	(c/a)
	万人	億円	万円	億円	万円	億円	万円	億円	%	%
10万円以下	231	17,159	743	1,115	48	71	0.3	500	6.4	0.4
10万円超 100万円以下	1,943	286,048	1472	108,755	560	6,965	3.6	7,198	6.4	2.4
100万円超 200万円以下	1,721	444,332	2582	250,015	1453	16,083	9.3	16,300	6.4	3.6
200万円超 300万円以下	924	357,563	3868	225,987	2445	14,584	15.8	14,749	6.5	4.1
300万円超 400万円以下	476	245,828	5170	164,143	3452	10,599	22.3	10,733	6.5	4.3
400万円超 550万円以下	320	210,313	6566	147,837	4615	9,613	30.0	9,748	6.5	4.6
550万円超 700万円以下	122	100,356	8250	74,769	6147	4,880	40.1	4,980	6.5	4.9
700万円超 1000万円以下	105	109,687	1,0409	87,122	8267	5,694	54.0	5,828	6.5	5.2
1000万円超	110	245,656	2,2432	221,070	2,0187	14,387	131.4	15,163	6.5	5.9
合計	5,951	2,016,942	338.9	1,280,812	215.2	82,875	13.9	85,199	6.5	4.1

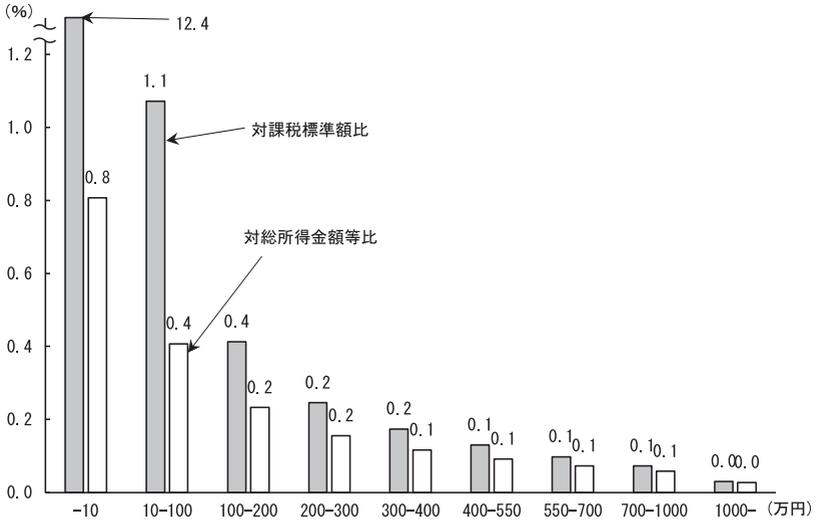
- (注) 1. 負担税率 (c/b) が全段階で 6.0% ではないのは、政令市が 8% であることと、超過課税や独自課税の自治体が存在するからである
2. 除分離課税には山林所得と退職所得を含み、分離譲渡所得、一般株式・上場株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る配当所得、先物取引に係る雑所得は含まない

(資料) 総務省編『市町村税課税状況等の調』により作成

2021年度における市町村民税及び道府県民税の所得割の納税義務者は5,951万人で、全国の人口の47.4%となっており、課税最低限と非課税限度額の高さから均等割より少ない(表5)。総合課税分と山林所得・退職所得を合算した総所得金額等は202兆円で、納税義務者一人当たり平均338.9万円、所得控除を差し引いた課税標準額128兆円は納税義務者一人当たり平均215.2万円である。課税標準額に税率を乗じた算出税額は8.3兆円、納税義務者一人当たり平均13.9万円となる。山林所得・退職所得以外の分離課税分を加え税額控除を差し引いた最終的な所得割額は8.5兆円となった。2021年度における市町村民税(所得割)の税収は8兆5,199億円、道府県民税(所得割)は4兆4,155億円であった。

限度額を示す。課税最低限と非課税限度額は、いずれか金額の大きい方が適用となる。データは、財務総合政策研究所『財政金融統計月報-租税特集』による。

図1 個人均等割の所得割課税標準額段階別税負担率推計値(2021年度)



- (注) 1. 個人均等割は、市町村民税、道府県民税、復興分の標準税率計6,000円で試算し、超過課税分は含まない
 2. 個人均等割と所得割の両方課税される者が対象で、均等割のみ課税される者(課税標準額がゼロ)は除いている
 3. 課税標準額段階は、-10が10万円以下(非納税義務者を除く)、10-100は10万円超100万円以下、1000-は1,000万円超を意味する

(資料) 総務省編『市町村民税課税状況等の調』により作成

(2) 現行個人均等割の逆進性推計

地域共生社会を実現するための安定財源として、国税の森林環境税と同様に市町村民税(個人均等割)に上乘せした場合、逆進性の問題がより顕著になる。

現行において市町村民税と道府県民税の個人均等割は、復興財源分を含め標準税率で年6,000円が課税されている。2021年度の課税実績から所得割の納税義務者について個人均等割の税負担率を推計すると、所得割の課税標準額段階別で最低の10万円以下における所得控除後の対課税標準額比は12.4%に達する(図1)。また、対総所得金額等比での均等割の税負担率で見ても0.8%となる。課税標準額が10万円超100万円以下でも対課税標準額比1.1%、対総所得金額等比で0.4%とかなり高い。所得割課税標

準額が高くなるにつれて税負担率は低下していき、1,000万円超ではいずれも0.0%となり逆進性が明確である。もちろん完全な人頭税ではないので、非課税限度額を下回る所得であれば税負担はゼロだが、所得割の納税義務者となった途端にかなり高い税負担率となり、明らかな逆進性が見て取れる。また、納税義務者数で見ても、100万円超200万円以下が最多で、次に多い200万円超300万円以下とそれに次ぐ10万円超100万円以下で全体の77.1%を占めることから、税負担率の高い層の多さがわかる。

なお、仮に給与所得者で1級地居住の単身者を想定すると、2021年度の所得割課税標準額の10万円以下は給与収入115.2万円超127.1万円以下、課税標準額10万円超100万円以下は給与収入127.1万円超274.6万円以下、同100万円超200万円以下は給与収入274.6万円超441.5万円以下、同200万円超300万円以下は給与収入441.5万円超595.4万円以下、同300万円超400万円以下は給与収入595.4万円超737.3万円以下などとなり、課税標準額1,000万円超は給与収入で1,403.1万円超となる⁽³⁾。

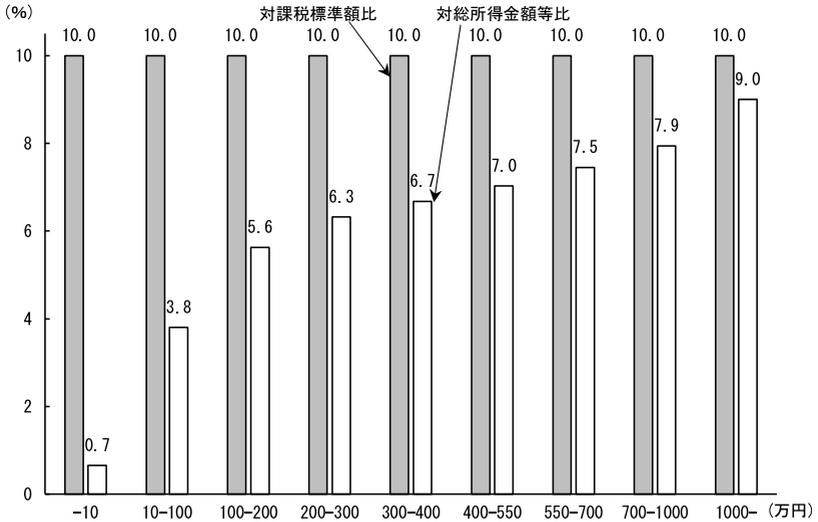
(3) 現行所得割の税負担構造推計

市町村民税と道府県民税の所得割は合計10%の比例税率のため、税額控除前の算出税額について、税率を課す課税標準額との対比で見ると、課税標準額の段階に関わらず10.0%となる（図2）。ただし、より納税者の実感に近い所得控除前の対総所得金額等比で見ると、課税標準額10万円以下（非納税義務者を除く）の0.7%から課税標準額が高くなるに従い算出税額の比率は上昇し、700万円超1,000万円以下で7.9%、1,000万円超は9.0%となる。

比例税率ながら総所得金額等の対比で見れば一定の累進税構造を有するのは、様々な所得控除のなかに、累進性の要素を含むからである。例えば所得割の納税義務者の過半を占める給与所得者は、ごく一部の例外（特定支出控除）を除き、給与所得控除を活用する。給与所得控除は、最低保証額として55万円が設定されているほか、給与収入が高くなるほど控除額の割合が低くなり、850万円超で一切加算されなくなる（控除額195万円が上限）。また、基礎控除は年間所得2,500万円超、配偶者控除は同1,000

(3) 試算にあたり社会保険料控除は、財務総合政策研究所『財政金融統計月報－租税特集』による給与収入額900万円以下がその15%、1,800万円以下は3%+108万円、1,800万円超が162万円、を利用した。

図2 所得割の課税標準額段階別税負担率推計値（2021年度）



- (注) 1. 超過課税分や独自課税分を含む
 2. 税負担額は税額控除前の算出税額
 3. 課税標準額段階は、-10が10万円以下（非納税義務者を除く）、10-100は10万円超100万円以下、1000-は1,000万円超を意味する

(資料) 総務省編『市町村税課税状況等の調』により作成

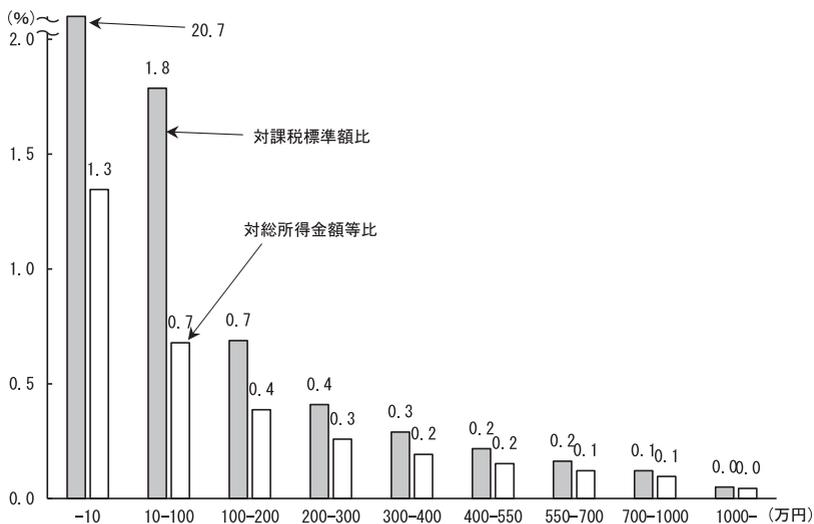
万円超でそれぞれ不適用となる。この他にも、寡夫控除やひとり親控除は同500万円超で不適用になるなど、累進性の要素を持つ所得控除が存在する。

所得割は比例税率のため、税率が5%から45%の7段階の超過累進税制を採用する所得税と比較すれば再分配効果は弱いものの、対総所得金額等比で見れば一定の累進度を持つことがわかる。また、各種の所得控除前の対収入金額比ならば、その傾向はさらに大きくなることも容易に推察可能である。

(4) 地域共生社会財源としての逆進性・累進性

地域共生社会実現のための安定財源として、国税の森林環境税と同様に市町村民税（個人均等割）に上乗せして課税する場合、その規模はさすがに600億円とどまる訳にはいかないだろう。本稿では、仮にその10倍

図3 均等割1万円増税分の課税標準額段階別税負担率推計値（2021年度）



(注) 課税標準額段階は、-10が10万円以下（非納税義務者を除く）、10-100は10万円超100万円以下、1000-は1,000万円超を意味する

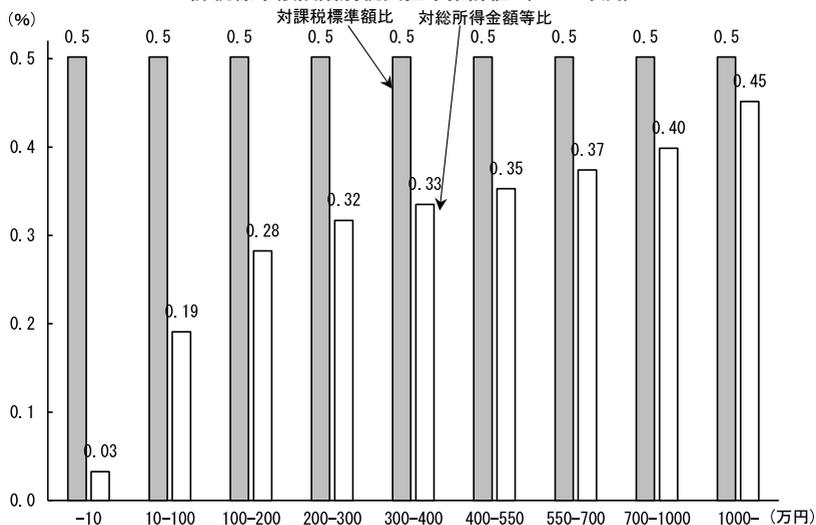
(資料) 総務省編『市町村税課税状況等の調』により作成

の6,000億円を必要とするとしよう。2021年度の個人均等割の納税義務者が6,425万人なので、増税による経済全体への影響を無視すれば、年10,000円弱の上乗せが必要となる。しかし、年10,000円の上乗せとなると、2021年度における個人均等割の標準税率の合計額6,000円を上回るものであり、逆進性の問題が拡大する。

年10,000円の均等割の増税を実施した場合の税負担率を推計した(図3)。所得割の課税標準額段階の最も低い10万円以下の階層では、所得控除後の対課税標準額比で増税分の負担率は20.7%に達する。また、対総所得金額等比の税負担率で見ても1.3%にのぼる。所得割課税標準額が高くなるにつれて増税分の税負担率は低下し、700万円超1,000万円以下で対課税標準額比・対総所得金額等比ともに0.1%、1,000万円超ではいずれも0.0%となった。きわめて強い逆進課税と言えるだろう。

一方、個人均等割年10,000円の上乗せと同額の税収(6,425億円)を所得割で調達する場合、増税による消費行動などへの影響を無視し、2021年度の課税構造を前提にすれば、0.502%分の税率上乗せが必要である。

図4 均等割1万円増税相当分を所得割で調達した場合の
課税標準額段階別税負担率推計値 (2021年度)



(注) 課税標準額段階は、-10が10万円以下(非納税義務者を除く)、10-100は10万円超100万円以下、1000-は1,000万円超を意味する

(資料) 総務省編『市町村税課税状況等の調』により作成

ここでは便宜上、0.5%分の税率引き上げによる税負担率への影響を推計してみよう。所得控除後の対課税標準額比では、比例税率のため課税標準額階層に関係なく税負担率は0.5%で一律となる。一方、所得控除前の対総所得金額等比では、所得割の課税標準額段階の最も低い10万円以下の階層は、負担率0.03%に過ぎない(図4)。課税標準額階層の上昇とともに税負担率も上昇し、700万円超1,000万円以下で0.40%、1,000万円超は0.45%と対課税標準額比とほぼ変わらない税負担水準となる。

(5) 消費行動への影響

増税は消費者の可処分所得を減少させ、消費の減少そして経済活動の縮小につながる。マクロ経済での消費関数は、ケインズ型のものとして、以下の通り示される。

$$C = C_0 + c(Y - T)$$

C_0 : 基礎消費、 c : 限界消費性向 ($0 < c < 1$)、 Y : 所得、 T : 税

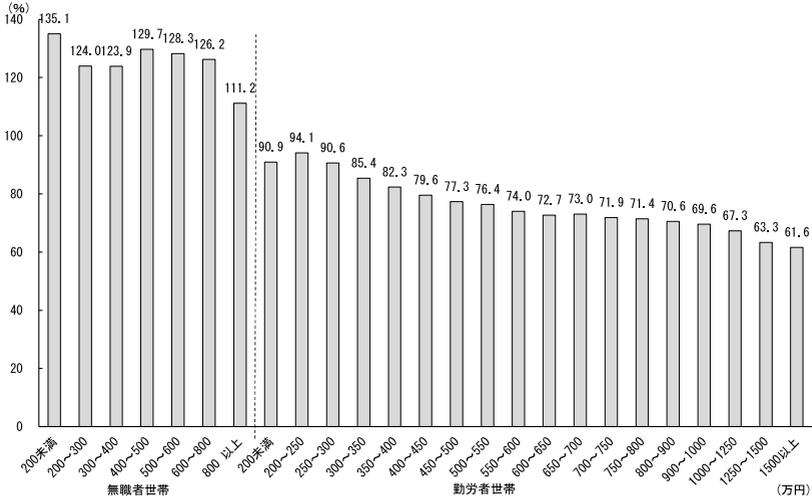
（所得課税は $T = t Y$ 、 t は税率）

増税が行われた場合、消費が縮小し、乗数効果を介してマクロ経済での所得減少が想定される。一般的に、将来不安が強い状況やいわゆる成熟経済では、限界消費性向（ c ）の値が小さく、増減税による影響は比較的小さくなる。なお、2020年の日本の場合、コロナ禍対策として特別定額給付金が全国で約13兆円配布される政策などがあり、家計調査（総務省統計局）における平均可処分所得は増加したものの、消費支出は減少し黒字が増加している。消費支出に関する仮説としては、消費は長期的に安定して得られる恒常所得に依拠するという恒常所得仮説や、消費は生涯を通じて得られる所得の総額に主として依存すると考えるライフサイクル仮説も有名である。2020年の消費・貯蓄の動向について、恒常所得仮説は変動所得の増加による貯蓄増は適合するが、消費支出の減少は当てはまらない。ただし、コロナ禍による恒常所得の減少を想定していた可能性は残る。また、ライフサイクル仮説については、将来の所得減を想定したと考えればある程度適合するものの、やはり他の仮説より適合しているとまで言うことは困難である。

いずれにせよ、増税は消費支出を抑制する方向に働くだらう。しかし、増税の方法次第で、マクロ経済における消費支出の抑制幅は抑えられる可能性がある。可処分所得別で考えると、可処分所得額が基礎消費を充たすので精一杯といった年収階層では、増税による消費減は少ないだろうが、担税力が乏しく増税の対象として適当とは言えない。次に中間所得層では、限界消費性向が高いと考えられるため、増税による消費減は大きいと想定される。一方、高額所得層では限界消費性向が低いと想定されるため、増税による消費減は少ないと考えられる。

可処分所得別の厳密な限界消費性向の導出は容易ではないため、家計調査における二人以上世帯の勤労者世帯の年収別平均消費性向及び無職世帯における2000年から2021年の年収別平均消費性向を見てみよう（図5）。まず高齢者世帯が多くを占める無職者世帯については、どの年収階層でも資産の取り崩しなどで可処分所得以上の消費支出を行い、平均消費性向は100%超となっている。無職者世帯における年収による消費性向の傾向は見出しづらいが、年収800万円以上では消費性向が低くなっている。一方、勤労者世帯の年間収入300万円未満の各階層では、90%超の平均消費性向でかなり高いことがわかる。そして、収入の増加につれて平均消費性

図5 無職者世帯・勤労者世帯の年収別平均消費性向（2000～2021年加重平均）



- (注) 1. 二人以上世帯で農林漁業世帯を含み、消費支出を可処分所得で除したものの。各年の等価消費支出の累計額を各年の等価可処分所得の累計額で除した等価消費性向では、低収入層で0.1%ポイント高く高収入層で0.1%ポイント低かった
2. 年収の200～300は、200万円以上300万円未満を意味する
3. 無職者世帯はデータの制約から2010～2021年の加重平均値
- (資料) 総務省編『家計調査年報』により作成

向は下落し、1,500万円以上の世帯では61.6%となっている。

こうしたことから、無収入あるいは著しく収入の低い者を除き、低収入者や平均的な収入の者への課税は消費支出を大きく減じる一方、高収入者への課税は相対的に消費支出の減少を小さくとどめるであろうと推察できる。前節の税負担構造の推計と合わせると、均等割の増税と所得割の増税では、均等割の方が消費支出の減少が大きいと考えられる。ただし、所得割も比例税率のため、超過累進課税の所得税と比べると消費支出の減少は大きくなるだろう。

4. 武蔵野市における税負担構造と増税

(1) 2021年度の個人均等割・所得割の課税構造

①個人均等割

地域共生社会の実現は、国全体としても推進すべきだが、財源の豊かな自治体の方が動きやすく先進的なサービスや地域のニーズに適合した行政サービスも提供しやすい。森林環境税で見たように、地方自治体为先鞭をつけ、国がその成果を取り込み全国化するという過程を経ることで、住民参加型税制の構築や支出内容に対する市民への関心を高めることが期待できる。また、森林環境税同様に地域共生社会の実現に必要なとされる支出内容は、地方自治体によって異なる。そのため、地方自治体が先行し国が全国化しても、地域の独自支出分について先鞭をつけた地方自治体の財源の一部で充当することも可能となる。そこで本章では、武蔵野市（東京都）を例に、地域共生社会の実現のために必要となる財源調達方法を検討する。

武蔵野市は、東京都のほぼ中央に位置し、面積は10.98km²で、1,741市区町村中1,683番目、東京都62市区町村中52番目と小さく、標高は50m（吉祥寺南町1丁目）から65m（桜堤3丁目）とほぼ平坦な地形である（2021年）。2020年国勢調査によると、人口は150,149万人（2021年10月1日住民基本台帳人口は148,235人）で全国市区町村の99番目（東京都市区町村の33番目）に多く、人口密度は1.4万人/km²で同19番目（同18番目）と全国的に見てかなり高い。2015年国勢調査と比べると、人口は1,416市区町村で減少する一方、武蔵野市は3.7%増加しており、これは全国99番目（東京都で30番目）に位置する。武蔵野市は住宅街に加え、吉祥寺駅周辺の大きな商業地区を有する。

武蔵野市の財政（2021年度）は、財政力指数1.48（全国市町村平均0.50）で全国市町村の5番目に位置する高さで、長期にわたりきわめて強い財政力を有する普通交付税の恒常的不交付団体である。2021年度の市町村税（1,718市町村ベースの収入済額）は住民（住民基本台帳人口、2021年10月1日）一人当たり16.5万円だが、武蔵野市は26.9万円にのぼる。市町村全体で見ると、税収のうち固定資産税が最大の42.0%を占め、市町村民税（所得割）が37.0%で続く。一方、武蔵野市の場合は市町村民税（所得割）が44.7%で最大、固定資産税は41.0%となっている。武

表6 武蔵野市と全国市区町村の市町村民税(個人均等割)の課税構造(2021年度)

所得者区分	納税義務者数		構成比(%)		均等割税収額	
	武蔵野市 (人)	全市区町村 (万人)	武蔵野市	全市区町村	武蔵野市 (万円)	全市区町村 (億円)
給与所得者	65,515	5,078	78.6	79.2	22,913	1,790
営業等所得者	3,930	265	4.7	4.0	1,375	93
農業所得者	4	23	0.0	0.2	1	8
その他	13,859	1,058	16.6	16.4	4,848	373
合計(a)	83,308	6,425	100.0	100.0	29,138	2,265
人口(b)	148,235	12,550	-	-	148,235人	12,550万人
a/b	56.2%	51.2%	-	-	1,966円	1,805円

(注) 人口は2021年10月1日の住民基本台帳人口

(資料) 総務省編『市町村民税課税状況等の調』、総務省統計局「人口推計」により作成

蔵野市を含む2021年度の財政力上位10市町村を見ても、固定資産税よりも市町村民税(所得割)の方が大きいのは武蔵野市のみである⁽⁴⁾。

武蔵野市の市民税(個人均等割)について、2021年度の税負担構造を見てみよう(表6)。武蔵野市の市民税(個人均等割)の納税義務者は8.3万人で、人口の56.2%を占める。これは、全市区町村の51.2%と比較し5.0%ポイント高い。武蔵野市は生活保護基準の1級地-1で市民税(個人均等割)の非課税限度額が高いにも関わらず、納税義務者の人口比が高い理由は、失業者が少なく高齢者比率が低いこと、後述の通り高所得者が多いことなどがあげられる。失業率は2020年国勢調査における労働力人口に占める完全失業者数の比率が武蔵野市は3.4%で、全国の3.8%や東京都の3.6%と比較して低い。65歳以上人口の比率は、2021年10月1日の住民基本台帳人口において武蔵野市が22.2%で、全国の29.0%や東京都の22.9%より低い。住民の職業による違いは、ほぼないと言って良いだろう。納税義務者の職業別内訳は、全市区町村のものとそれほど極端な違いはない。農業所得者がほとんどいないこと、やや給与所得者の比率が低い

(4) 対象となる10市町村は、財政力の高い順に飛鳥村(愛知県)、六ヶ所村(青森県)、軽井沢町(長野県)、泊村(北海道)、武蔵野市(東京都)、浦安市(千葉県)、大熊町(福島県)、田尻町(大阪府)、豊田市(愛知県)、みよし市(愛知県)である。データは、総務省「決算カード」による。

表7 武蔵野市と全国市区町村の市町村民税（所得割）の課税構造（2021年度）

課税標準額の段階	納税義務者数		同構成比（%）		総所得金額等（億円）		所得割額（億円）	
	武蔵野市 （人）	全市区町村 （万人）	武蔵野市	全市区 町村	武蔵野市	全市区町村	武蔵野市	全市区 町村
10万円以下	2,004	231	2.5	3.9	14	17,159	1	500
10万円超 100万円以下	16,999	1,943	21.1	32.7	248	286,048	6	7,198
100万円超 200万円以下	20,687	1,721	25.7	28.9	518	444,332	18	16,300
200万円超 300万円以下	13,265	924	16.5	15.5	497	357,563	19	14,749
300万円超 400万円以下	7,809	476	9.7	8.0	390	245,828	15	10,733
400万円超 550万円以下	6,734	320	8.4	5.4	437	210,313	19	9,748
550万円超 700万円以下	3,649	122	4.5	2.0	300	100,356	13	4,980
700万円超 1000万円以下	4,158	105	5.2	1.8	434	109,687	20	5,828
1000万円超	5,176	110	6.4	1.8	1,200	245,656	64	15,163
合計（a）	80,481	5,951	100.0	100.0	4,038	2,016,942	174	85,199
納税義務者 一人当たり	-	-	-	-	501.8万円	338.9万円	21.7万円	13.9万円
人口（b）	148,235	12,550	-	-	148,235人	12,550万人	148,235人	12,550万人
a/b	54.3%	47.4%	-	-	272.4万円	160.7万円	11.8万円	6.8万円

（注）人口は2021年10月1日の住民基本台帳人口

（資料）総務省編『市町村税課税状況等の調』、武蔵野市「市税概要」、総務省統計局「人口推計」により作成

一方、営業等所得者とその他（年金所得者など）の比率がやや高い程度の違いで、それも1%ポイントに満たない差に過ぎない。

②所得割

次に市町村民税（所得割）について、武蔵野市の課税構造を全市区町村と比較してみよう（表7）。まず納税義務者数について、武蔵野市の8.0万人は人口14.8万人の54.3%に相当する。これは、全市区町村の47.4%と比較し6.9%ポイント高い。納税義務者の課税標準額の段階別内訳を見ると、全市区町村では10万円超100万円以下が最大なのに対して、武蔵野市は100万円超200万円以下が最大となっている。また、武蔵野市は課税標準額の高い層の比率が高いのも目立つ。仮に給与所得者で生活保護の1級地に居住する単身者を想定した年収1,094万円超に相当する課税標準額550万円超は、全市区町村で納税義務者の5.7%に過ぎないが、武蔵野市

は16.1%を占める。さらにそのなかでも課税標準額1,000万円超（1級地居住単身者の例では年収1,403万円超に相当）は、全市区町村が納税義務者の1.8%に対し、武蔵野市は6.4%を占める。

収入から経費（給与収入の場合は給与所得控除など）を控除した総所得金額等は、納税義務者一人当たりで見ると武蔵野市は501.8万円と全市区町村338.9万円のほぼ1.5倍にのぼる。また、住民一人当たりで見ると、武蔵野市272.4万円に対して、全市区町村が160.7万円で約1.7倍と、さらに格差が広がる。

このように、住民のなかで納税義務者の割合が高く、しかもその納税義務者の所得が高い結果、武蔵野市の市町村民税（所得割）の2021年度税収は174億円と、固定資産税を上回る規模となっている。武蔵野市の納税義務者一人あたり税収21.7万円、住民一人当たり11.8万円は、それぞれ全市区町村の13.9万円、6.8万円と比べ、1.6倍、1.7倍の大きさとなっている。

（2）地域共生社会実現のための増税を実施した場合

これまで見てきたように、武蔵野市の市民税（個人）の課税状況は、全国の市区町村と比べ担税力が高く税収を得るにはかなり有利な状況にある。前章で提示した地域共生社会実現のために必要な財源の具体例を、武蔵野市に当てはめてみよう。

武蔵野市が前章で示した年1万円の市民税（個人均等割）の増税を行った場合、増税による経済状況の変化などを無視すると、年8.3億円の増収が期待できる。これは、住民一人当たり5,620円となり、国全体で年1万円の市町村民税（個人均等割）の増税を行った場合の住民一人あたり額5,119円をおよそ1割上回る。仮に必要な税収が住民一人当たり全市区町村平均と同様とし、それにあわせた増税額を試算すると、年9,109円で済むことになる。それだけ武蔵野市における人口に占める市民税（個人均等割）の納税義務者数の比率が高く、担税力が高いことを意味している。

均等割以上に武蔵野市の税収構造が貢献するのは、財源としてより望ましいと考える市民税（所得割）である。地域共生社会実現のための財源として、前章で示した市民税（所得割）の税率0.5%引き上げを実施した場合、他の条件を一定とするならば、武蔵野市の税収は13.5億円増加する。これは、住民一人当たり9,122円に相当する。仮に武蔵野市の地域共生社

会実現のため年間に必要な税収が全市区町村平均の住民一人あたり額 5,387 円と同額ならば、必要増収額は 8.0 億円である。8.0 億円を武蔵野市の課税構造から推計すると、必要な市民税（所得割）の税率引き上げ幅は 0.295%ポイント、およそ 0.3%ポイント分の増税で済む計算となる。つまり、全市区町村平均で 0.5%ポイントの市町村民税（所得割）が必要ななか、武蔵野市についてはその 6 割弱の税率引き上げで済む計算になる。武蔵野市は少ない増税幅で多くの税収増を得ることが可能な典型的なギアリングレシオの高い状況にあり、個別に見ると少ない住民負担で多くの行政サービスの提供が可能となる。もちろん、地価の高さや人件費の高さなど、全国平均からするとより財源が必要な要素もあり、提供される行政サービスの内容によって単純な議論は避けなければならないが、武蔵野市は少なくともソフト中心の事業についてはかなり有利な税負担構造・財政状況にある。そうした地方自治体こそが、率先して先駆的な行政サービスの提供を行っていくのに適しているといえるだろう。

5. 具体案

(1) 制度の概要

これまでの分析から、地域共生社会実現のための安定的な財源確保の方策についてまとめてみよう。まず、継続的に安定した財源を得るには、公債や補助金等の依存財源や臨時財源ではなく、自主財源でかつ経常財源でもある地方税が望ましい。いずれ国税として課すことも考えられるだろうが、まずは財政に余裕があり担税力も高くギアリングレシオの高い自治体が主導すべきであろう。そして、地域共生社会実現のための課題は地域ごとに異なるため、地域に密着した基礎的自治体が主体となることが望ましい。武蔵野市は、そうした自治体の候補として最適である。

地域共生社会の財源として増税するのであれば、地方自治体における森林保全のための税同様に参加型税制の構築が不可欠である。その点、武蔵野市は長期計画の策定など様々な市民参加型の行政運営が根付いている。市民参加型の行政運営を実現するために不可欠な委員会等は、大きく三つの段階が考えられる。第一段階は、地域共生社会のあり方やその財源の大きな方向性を検討する委員会等である。武蔵野市の場合であれば、既存の長期計画を策定する委員会のなかで議論するのも良いかもしれない⁽⁵⁾。第二段階は、課税に関して具体的な内容を提示するための委員会等であ

る。第一段階の委員会等に、専門部会あるいは専門家による小委員会のような会議体を設置するのも一案だろう。そして第三段階として、課税実施後の毎年度の支出や基金の運用などに対する検証と、一定期間経過後の課税継続の可否を審議のための委員会等である。いずれの委員会等においても、公募による市民のほか専門家の参加が求められる。これは、武蔵野市の委員会等であれば従来から行われている手法である。三つの段階の委員会等のなかで、第二段階の委員会等では比較的専門家の比率を高くすることが望ましく、第三段階は比較的市民の比率の高い委員構成が良いだろう。

税目としては、一部の人や企業だけが負担するのではなく、幅広い層による負担が望ましい。車いすや視覚の不自由な人などのために歩道の幅を確保する目的などで実施する無電柱化推進などハード事業への財源には、応益性の観点から固定資産税や都市計画税も考えられる。しかし、ソフト事業が中心になると思われる地域共生社会実現のための支出に対しては、市町村民税が主な対象になるだろう。ただし、個人均等割は非課税限度額未達の層を除き逆進性が強すぎ、適当な税目とは言えない。市町村民税(所得割)が、適当であろう。課題として、法人への課税をどう考えるかが残る。法人も地域の利害関係者なので負担を求める場合、固定資産税や都市計画税以外では市町村民税の法人税割と均等割が考えられる。応益性の観点では法人税割が選択されるものの、税務上の赤字法人が国税ベースで3分の2ほどを占めており⁽⁶⁾、一部法人の負担にとどまってしまうだろう。一方、均等割は現行でも資本金と従業員の規模に応じた課税となっており、法人への課税を検討する場合にはこちらが適切と考えられる。なお、法人にも追加負担を課すのであれば、上記の委員会等に地元企業の経営者代表などに参画を求める必要があるだろう。

具体的な税率について、本稿ではひとまず武蔵野市の場合には0.3%ポイントの市民税(所得割)引き上げを示すものの、財政は量出制入が基本であり、あくまで自治体として地域共生社会実現のための支出がどの程度必要かによって決まるものである。ただし、どのような税率の引き上げ幅

(5) 現在は、2020年度から2029年度までの10年間の市政運営指針となる武蔵野市第六期長期計画が実施されている。

(6) 2020年度は、62.3%が欠損法人であった。データの出所は、国税庁『統計年報』による。

地域共生社会実現のための財源調達（下）

になるにせよ、かつての道路特定財源で見られたような一種の既得権のようになることを避けるため、5年程度の期限付き課税とし、継続の可否は議会に諮る前に上記の市民参加の委員会等における議論を義務付け、そこでの意見等を議会が遵守することを望む旨、あらかじめ定めておくことが求められる。

集めた財源を地域共生社会実現に充当する方法については、選択肢がある。地方自治体の森林環境税の例で見れば、支出目的を明示した基金の設置の有無が重要なポイントとなる。高知県で見られたような基金を設置する方策は、支出の制約が少なく寄附金を加え運用するといった自由度が魅力だが、予算の単年度主義の例外であり、議会の議決権といった財政民主主義の確保が課題となる。一方、山口県で見られた基金を用いないケースでは、議決権の確保は特に留意する必要がない反面、税収が予算を超えた場合には剰余金として翌々年度予算に使用するといったやり方などに限定され、制約が大きい欠点を持つ。こうしたことから、基金の支出について上述の委員会等によるチェックと議会による議決権の確保を担保した仕組みを組み込むことを条件に、基金設置による支出という形が望ましいだろう。

（2）武蔵野市における条例案の例示

①市税条例改正案

これまで示した地域共生社会実現のための仮の財源調達案について、実際に武蔵野市で実施するために必要となる具体的な条例（改正）案を検討してみよう。

増税を行う場合、税の賦課徴収を定めた条例の附則に、標準税率を上回る普通税の加算分を実質的な目的税とするための支出内容やねらいと、増税分の税率と期限を追記する形をとらなければならない。森林環境税で見たように、形式的には課税の期限を決める方法と一定の期間ごとに見直すやり方があり、本稿ではより厳格な運用となることが期待される期限を決める形式を採用している。課税期間は、地方自治体の森林環境税の経験から5年程度が適当と考える。

市民税の所得割のみ増税する場合、武蔵野市であれば武蔵野市市税条例（昭和25年8月21日条例第17号）の附則のなかに、以下のような条文を追加する必要がある。

（地域共生社会に係る市民税の所得割の税率の特例）

第10条 地域共生社会に資するため、令和○年度から□年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の額は、第27条の3の規定にかかわらず、同条に規定する額に、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、1000分の3を乗じて得た金額を加算した額とする。

法人市民税（均等割）の増税を併せて行う場合には、以下のような条例改正案となる。ここでは、法人市民税（均等割）の税額が20%増税となる形で示している。

（地域共生社会に係る市民税の税率の特例）

第10条 地域共生社会に資するため、令和○年度から□年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の額は、第27条の3の規定にかかわらず、同条に規定する額に、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、1000分の3を乗じて得た金額を加算した額とする。

2 地域共生社会に資するため、令和○年度から□年度までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る第24条の2の法人の市民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、100分の20を乗じて得た金額を加算した額とする。

②基金条例の考え方

そして、地域共生社会実現のための支出に限定する基金を設置する場合、そのための条例を制定する必要がある。また、その支出内容や継続の可否などを委員会等において審議する参加型税制を実現するためには、基金設置の条例のなかにその旨を定めるか、別途条例を設ける必要がある。委員会等について、武蔵野市は武蔵野市固定資産評価審査委員会など法律（固定資産評価審査委員会であれば、地方税法第423条及び第436条）で設置が定められているものを除き、委員会等について個別の条例を作るのではなく、委員会等が必要となる対象について定めた条例において設置や目的、委員構成などを定めている。例えば男女平等の推進について調査・審議する男女平等推進審議会であれば、「武蔵野市男女平等の推進条例」（平成29年3月22日条例第1号）のなかでその設置と概要を定め、詳細

を「武蔵野市男女平等の推進に関する条例施行規則」（平成 29 年 6 月 19 日規則第 43 号）で定めている。そこでここでは、武蔵野市に 15（2022 年度首）存在する基金条例と高知県森林環境保全基金条例（2003 年 4 月 1 日施行、平成 15 年 3 月 28 日条例第 2 号）を参考に、基金設置の条例のなかに委員会等の設置を組み込んだ形の条例案を作成してみよう。

まず、条例に前文を置くかどうかだが、武蔵野市の基金条例のうち、前文を置いているのは武蔵野市民たすけ合い基金条例（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 6 号）のみであり、ここでは他の 14 基金条例同様に前文は置かないものとしよう。条文は、第 1 条に基金の設置の目的が記される。基金条例のなかには、第 1 条が「設置及び目的」（武蔵野市民たすけ合い基金条例）や「設置の目的」（武蔵野市財政調整基金条例（昭和 51 年 10 月 14 日条例第 40 号））とするものもあるが、多数は「設置」として、目的を明示し基金の名称を謳うものである。なかには、武蔵野市市民生活総合基金条例（昭和 54 年 3 月 26 日条例第 7 号）のように第 1 条は「設置」、そして第 2 条に「基金の目的」とするものもある。地域共生社会実現のための基金条例は、武蔵野市の多数の基金条例に倣い「設置」として目的と基金名を示すのが良いだろう。

第 2 条は、「積立額」が望ましい。武蔵野市市民生活総合基金条例（昭和 54 年 3 月 26 日条例第 7 号）のように、上限を設定する場合には「基金の額」だが、毎年度の収入や寄附金の受け入れ、さらには第 4 条で規定する運用収益なども勘案すると、他の基金条例同様に「積立額」とすることが適当である。内容としては、武蔵野市市税条例で示した地域共生社会実現のための増税分と、地域共生社会実現のための寄附金の受け入れを示す必要がある。そして、議会の議決権を担保するために、基金に直接増税分を受け入れるいわゆる直入方式ではなく、また注目度が相対的に低くなる特別会計に入れるものでもなく、必ず一般会計を経由するように定める必要がある。

第 3 条は「管理」で、基金に入る現金の保管に関して定め、預金等での保管といった基金条例にほぼ共通した典型的な条文が入るべきだろう。ただし、第 2 項において預金以外の有価証券での運用を認めるか否かは、基金の目的によって異なる。武蔵野市の基金条例に限らず、地方自治体の基金条例では、長期にわたり基金を積み増し一定の時期や金額になってはじめてそれを利用する場合には、有価証券を用いた運用を認めることが多

い。武蔵野市で言えば、武蔵野市公共施設整備基金条例（昭和51年10月14日条例第41号）や武蔵野市吉祥寺まちづくり基金条例（平成14年3月19日条例第5号）などがその例としてあげられる。地域共生社会実現のための基金が、ソフト事業だけでなくハード事業も対象とし、ハード事業に対する一定期間の基金醸成を想定するのであれば、有価証券を用いた運用は必要となる条文であろう。

第4条は、第2条で受け入れ第3条で管理した基金の運用収入の帰属を示す「運用益金の処理」が入るべきである。武蔵野市市民生活総合基金条例のように、運用収益を規定しない基金条例もあり、「委任」（基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。など）で読ませる基金条例もあるが、ほとんどの基金条例同様、運用益金の処理の規定は定めておいた方が良好だろう。運用収入に関しても、一般会計予算を経ることによって、議会の議決権を確保し透明性にも配慮しておくことが望ましいことは言うまでもない。

武蔵野市の15ある基金条例では、続く第5条において「繰替運用」を定めるものがほとんどである。これは、市の財政運営上、現金の不足が生じた場合などに市長の裁量で基金の現金を利用可能にする規定である。一般的に預金金利より一時借入金の金利の方が高いため、基金の現金を利用できれば一時借入金の利用を最小限にとどめることができ、利払費を圧縮する効果が期待できる。基金本来の目的とは異なるものであり、武蔵野市市民生活総合基金条例のように、そうした条文を有しない基金条例もある。しかし、市の資金繰りを考慮すれば、やむを得ない規定かもしれない。ただし、基金の現金利用の順序としては、まずは財政調整基金、そして用途を特定していない財源によって積み立てられている基金の現金を優先すべきであろう。

第6条は「処分」、つまり基金の支出に関する条文を置くのが望ましい。支出対象については、第1条で示す地域共生社会実現のために限定するのは当然である。そのうえで、処分可能な基金の金額について、武蔵野市の基金条例では、基金の全部または一部の処分を可能とする条例（武蔵野市ふるさと応援基金条例（令和元年12月26日条例第51号））、基金の一部を処分可能とする条例（武蔵野市民たすけ合い基金条例）、規模を明示しない条例（武蔵野市公共施設整備基金条例（昭和51年10月14日条例第41号））がある。地域共生社会基金は、財政調整基金のように一定の残高

を恒常的に有することが重要ではなく、また特定事業のために常に目標金額まで積み増す性格のものでもない。そのため地域共生社会基金にふさわしいのは、基金の全部または一部の処分を可能とする内容だろう。

第7条に、基金運営委員会の条文を入れてはどうだろうか。武蔵野市では、こうした会議体の名称には審議会、審査会、委員会などさまざまあるが、ここではひとまず委員会としておく。本条のポイントとして、第6条の支出内容に加え、時限を区切る税の継続の有無などについても審議対象とすることで、増税の実施前だけでなく、実施後も参加型税制の継続を担保する。また、地域共生社会全般についても、委員会が必要に応じて市長に意見を述べることを可能にしておく形が望ましいだろう。委員数や任期等は他の委員会等を参考に、取りあえず10人、2年としておく。武蔵野市では、長期計画の策定委員会に限っては武蔵野市民以外の有識者を入れない委員会構成となっているが、ここでは他の委員会等のように武蔵野市民以外の有識者も含める可能性を否定しないものにして良いだろう⁽⁷⁾。ただし、武蔵野市民が半数を下回らないようにする規定を設けることで、市民参加型を確保する。さらに、委員長の選出や会議の招集、事務局など細則については、別途規則を定める形にしており、本稿ではそこまで触れないようにする。

最後に、第8条として基金の管理について、前条までの規定に補足すべき事柄が発生した場合に市長へ委任する条文を置き、本則がすべて揃うことになる。そして、施行日を明記した附則をおき、完成となる。なお、施行日は他の基金条例同様、日付を明示する方式ではなく公布と同時にすることが良いだろう。

③基金条例案

具体的な基金条例案を、以下に記す。まずは法人均等割を課さず、一定期間の基金醸成を想定しない場合の条例案である。

(7) 長期計画の策定にあたり、武蔵野市では1971年の第一期基本構想・長期計画から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる方法で策定を行ってきた。「武蔵野市第六期長期計画 GUIDEBOOK」6頁、を参照。

武蔵野市地域共生社会基金条例

(設置)

第1条 市民の理解と協力のもと、子ども・高齢者・障害者・社会的弱者・社会的少数者などすべての人々が地域に安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を構築し、地域共生社会の実現に取り組むため、武蔵野市地域共生社会基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、武蔵野市市税条例（昭和25年8月21日条例第17号）附則第10条で定める地域共生社会に係る市民税の所得割の税率の特例による加算額（以下「地域共生社会税」という。）の収納相当額及び前条の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(武蔵野市地域共生社会基金運営委員会)

第7条 基金の運営における市民参加と透明性の向上を図るため、次に掲げる事項について審議する武蔵野市地域共生社会基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 前条の事業に関する事項

(2) 地域共生社会税の賦課徴収に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、基金に関する事項

- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、地域共生社会について市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、武蔵野市民その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。なお、委員のうち半数以上は武蔵野市民とする。
- 5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項で定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次に、法人均等割を併せて課税する場合の条例案で、この場合は上記の案のうち、第 2 条が以下のような条文となる。

（積立額）

第 2 条 基金として積み立てる額は、武蔵野市市税条例（昭和 25 年 8 月 21 日条例第 17 号）附則第 10 条第 1 項で定める地域共生社会に係る市民税の所得割の税率の特例による加算額及び附則第 10 条第 2 項で定める地域共生社会に係る市民税の法人の均等割の税率の特例による加算額（以下合わせて「地域共生社会税」という。）の収納相当額及び前条の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

そして、ハード事業に支出し一定期間の基金醸成を想定する場合の条例案について、上記の案のうち、第 3 条に 2 が追加され以下のような条文となる。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利

な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

むすび

地域共生社会の実現には、想定する社会像がどうあれ、ある程度の規模の安定した財源の必要性は免れないだろう。本稿では、武蔵野市を舞台に、仮定の税収規模の財源調達法について、公平性などを基準に具体案を提示し条例案等を含め検討した。ただし、地域にとって何が必要か、そしてその財源をどうするかは、地方自治の問題であることは言うまでもない。実際、地方自治体による森林環境税では、課税の有無、課税するにしても定額の自治体がほとんどのなかで横浜市のように定率課税の自治体があり、定額でもその課税額はさまざまであった。そのため、本稿はあくまで例示に過ぎない。とくに武蔵野市の場合は財政力が強く住民の担税力が比較的強い自治体だが、それとは異なり元々地方税の割合が低く地方交付税への依存度の高い自治体においては、税源の選択や増税の幅に対して得られる税収が限定的である。実際に地方自治体が地域共生社会実現のための財源調達を考える場合には、個々の自治体の状況に応じて検討する必要があるのは当然だろう。

また、地域共生社会実現のための財源調達について、地方自治体におけるいわゆる政策の実験が成功し、それを国税化する場合には、改めて検討し直す必要がある。この点においても、国税としての森林環境税に対するさまざまな批判は貴重な例となる。単純に地方自治体の仕組みを国税化するのは、多くの問題が発生する可能性を否定できない。

さまざまな人を良い意味で包摂する地域共生社会の実現は、成熟化した社会において望ましいことである。成蹊大学地域共生社会研究所では、そのための技術革新や他国の施策も含め多くの議論、そして実践における協働などさまざまな活動を行ってきた。本稿が、地域共生社会実現のための基盤整備が進む一助となることを望む。

参考文献

青木卓志 (2014) 「森林環境税導入の政策過程の一考察 - 共通性と差異の考察」『地域学研究』44巻1号、81-95頁

地域共生社会実現のための財源調達（下）

- 青木宗明編著（2021）『国税・森林環境税－問題だらけの増税』 公人の友社
- 青木宗明（2019）「国税・森林環境税の問題点（第2回）国税・森林環境税－租税理論に反する不公平極まりない増税」『自治総研』第45巻4号、1-23頁
- 青木宗明（2017）「『森林環境税』（森林吸収源対策税制）が直面する重大な問題」『月刊 自治研』697号、10-15頁
- 青木宗明（2003）「『水資源環境税』の理論と現実」『税』、第58巻9号、40-50頁
- 秋山孝臣（2005）「森林環境税とその森林環境及び林業における意義」『農林金融』第58巻第2号、32-44頁
- 浅羽隆史（2018）「不交付団体の研究」『成蹊法学』第89号、257-292頁
- 浅羽隆史（2009）『格差是正の地方財源論－税源交換と環境譲与税による格差是正の提言』 同友館
- 浅羽隆史（2005）「道路特定財源の批判的考察－理論・制度・運用の検討」『白鷗法学』第12巻2号、145-168頁
- 荒木一彰（2017）「森林環境税の基礎理論」『京都経済短期大学論集』第25巻1号、29-60頁
- 石崎涼子（2019）「森林環境税における受益と負担」『環境情報科学』第48巻1号、43-48頁
- 石崎涼子（2010）「水源林保全における費用分担の系譜からみた森林環境税」『水利科学』54巻5号、46-65頁
- 石田和之（2018）「森林環境税の租税論」、森林環境研究会編『森林環境2018』 森林文化協会、180-192頁
- 宇沢弘文（1994）『社会的共通資本』 岩波新書
- 牛嶋正（2000）『これからの税制 目的税－新しい役割』 東洋経済新報社
- 木内征司（2012）「森林環境税と自治体の課税自主権」『ガバナンス研究』No.8、97-120頁
- 木村憲一郎「県民の意向を反映した森林環境税の運用に関する一考察：いわての森林づくり県民税事業評価委員会の事例分析から」『林業経済研究』62巻2号、1-10頁
- 国立環境研究所編（2020）「特集 自然共生社会構築 生物多様性の危機に対処する」『国立環境研究所ニュース』第39巻5号、2-18頁
- 佐藤卓利（2019）「外国人労働者の受入れと地域共生社会」『立命館経済学』第67巻第5・6号、105-117頁
- 佐藤主光（2018）「27年ぶり新税 国際観光旅客税・森林環境税“第2の道路特定財源”懸念も」『エコノミスト』96巻11号、40-41頁
- 渋谷雅弘（2019）「森林環境税についての一考察」『地方税』第70巻3号、2-8頁
- 清水雅貴（2019）「国税・森林環境税の導入による府県・森林環境税への影響について」『自治総研』第45巻4号、1-13頁
- 白井裕子（2021）『森林で日本は甦る－林業で瓦解を食い止めよ』 新潮新書
- 杉山武彦・今橋隆（1989）「道路」、奥野正寛・篠原総一・金本良嗣編『交通政策の

- 経済学』日本経済新聞社、207-224頁
- 高井正（2013）『地方独自課税の理論と現実－神奈川・水源環境税を事例に』日本経済評論社
- 竹本豊（2009）「都道府県における森林環境税導入要因の解明と類型化」『計画行政』第32巻2号、63-70頁
- 竹本豊（2009）「高知県での森林環境税導入における政策決定過程分析」『林業経済研究』55巻3号、12-22頁
- 飛田博史（2019）「国税森林環境税・譲与税創設の経緯とその問題点」『自治総研』通巻487号、1-49頁
- 飛田博史編（2018）『自治のゆくえ 自治体森林政策の可能性—国税森林環境税・森林経営管理法を手がかりに（自治総研ブックレット No.22）』公人の友社
- 中井英雄（2001）「地方目的税の機能と課題」、橋本徹編著『地方税の理論と課題改訂版』税務経理協会、237-261頁
- 中山恵子（2021）『わが国の森林環境税—恒久的な水源涵養の保全に向けて（中京大学経済学研究叢書）』勁草書房
- 日本都市センター編（2007）『環境税をめぐる理論と自治体の課税』財団法人日本都市センター
- 野村晋（2020）『「自分らしく生きて死ぬ」ことがなぜ、難しいのか』光文社新書
- 堀場勇夫（2020）「森林環境税及び森林環境譲与税と地方財政」『地方財政』59巻12号、4-22頁
- 宮本太郎（2021）『貧困・介護・育児の政治—ベーシックアセットの福祉国家へ』朝日新聞出版
- 宮本太郎（2017）『共生保障—〈支え合い〉の戦略』岩波新書
- 宮本太郎（2013）『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房
- 村上一真（2013）「住民の森林環境税制度受容に係る意思決定プロセスの分析—手続き的公正の機能について」『環境科学会誌』26巻2号、118-127頁
- 諸富徹（2020）「森林環境税による林業再生と山村の経済基盤強化」『地方財政』59巻10号、4-19頁
- 諸富徹（2019）「森林・林業再生に向けた森林環境税の意義と課題」『地方税』第70巻2号、2-13頁
- 諸富徹・沼尾波子編（2012）『水と森の財政学』日本経済評論社
- 吉弘憲介（2020）「譲与基準の分析から明らかになる国税・森林環境税の問題と、本来あるべき森林整備財源の配分基準」『地方における圏域行政・連携中枢都市圏（日本地方財政学会研究叢書 第27号）』五紘舎、115-133頁
- 吉弘憲介（2020）「森林環境税をどう考えるか—森林環境税の理論と実態に関する試論」『都市問題』111巻2号、63-72頁
- 吉村武洋（2020）「森林環境税の導入をめぐる一考察—「長野県森林づくり県民税」を事例に」『長野大学紀要』42巻2号、27-42頁

地域共生社会実現のための財源調達（下）

- Newbery, David, and Georgina Santos, (1999) "Road Taxes, Road User Charges and earmarking", *Fiscal Studies*, Vol.20. (竹内健蔵訳・山内弘隆校閲 (2002-3) 「道路税、道路利用料金、特定財源化（上）（中）（下）」『高速道路と自動車』第45巻12号－第46巻2号)
- OECD (2001), *Environmentally Related Taxes in OECD Countries: Issues and Strategies*, OECD. (天野明弘監訳、環境省総合環境政策局環境税研究会訳 (2002) 『環境関連税制 その評価と導入戦略』有斐閣)
- UNFPA (2021) *My Body is My Own : State of World Population 2021*, UNFPA.